

## 非常変災時における臨時休館の基準について

非常変災時における、社会教育施設、社会体育施設および学校体育施設について、下記の事項を基準として定め、各施設で対応いたします。

### 1. 臨時休館となる基準

警報等状況	対象施設
◇大雨、暴風、大雪等の【特別警報】が発令されている場合  ◇【暴風警報】が発令されている場合  ◇その他、臨時休館が必要と判断した場合	<b>【社会教育施設関係】</b> ・多賀町中央公民館 「多賀結いの森」 ・あけぼのパーク多賀
	<b>【社会体育施設関係】</b> ・B&G 海洋センター ・町民グラウンド ・町民テニスコート ・滝の宮スポーツ公園 ・大滝武道館 ・フィットネス&カルチャーセンター
	<b>【学校体育施設関係】</b> ・多賀小学校 ・大滝小学校 ・多賀中学校

### 2. 開閉館を判断する時間および休館時間区分

臨時休館を判断する時間	休館時間区分	お知らせ方法
午前 7時現在	正午まで臨時休館	・多賀町ホームページ ・有線放送 ・多賀町総合情報配信システム
午前11時現在	午後5時まで臨時休館(あけぼのパークを除く。) 午後6時まで臨時休館(あけぼのパークのみ。)	
午後 4時現在	午後5時以降を臨時休館	

※但し、上記判断する時間以外で、警報が解除されても、休館時間区分は変更しません。